

開発許可等の申請手数料

平成 27 年 4 月 1 日

1 開発行為許可申請手数料 (都市計画法第 29 条第 1 項)

開発区域の面積 (ha)	予定建築物が自己の居住の用に供されるもの (自己居住用)	予定建築物等が自己の業務の用に供されるもの (自己業務用)	その他 (非自己用)
0.1 未満	9,100 円	14,000 円	91,000 円
0.1 以上 0.3 未満	23,000 円	32,000 円	140,000 円
0.3 以上 0.6 未満	45,000 円	68,000 円	200,000 円
0.6 以上 1.0 未満	89,000 円	125,000 円	280,000 円
1.0 以上 3.0 未満	135,000 円	210,000 円	420,000 円
3.0 以上 6.0 未満	180,000 円	280,000 円	550,000 円
6.0 以上 10.0 未満	230,000 円	360,000 円	710,000 円
10.0 以上	320,000 円	510,000 円	930,000 円

2 開発行為変更許可申請手数料 (法第 35 条の 2)

変更理由	手 数 料	
(1) 設計変更	開発区域の面積に応じ上記表に規定する額の 1/10	(1)、(2)、(3)の額の合算額 (ただし 930,000 円を超えない範囲とする。)
(2) 新たな土地の開発区域への編入による変更	新たに編入される面積に応じ、上記表に規定する額	
(3) その他の変更	10,500 円	

3 市街化調整区域内等における建築物の特例許可申請手数料 (法第 41 条第 2 項) 48,000 円

4 予定建築物等以外の建築等許可申請手数料 (法第 42 条第 1 項) 27,000 円

5 開発許可を受けない市街化調整区域内の土地における建築等許可申請手数料 (法第 43 条第 1 項)

敷地の面積 (ha)	手 数 料
0.1 未満	7,100 円
0.1 以上 0.3 未満	19,000 円
0.3 以上 0.6 未満	42,000 円
0.6 以上 1.0 未満	74,000 円
1.0 以上	107,000 円

6 開発許可を受けた地位の継承の承認申請手数料 (法第 45 条)

承認申請の種類	自己居住用、自己業務用 (1.0ha 未満)	自己業務用 (1.0ha 以上)	非自己用
手 数 料	1,800 円	2,900 円	18,000 円

7 開発登録簿の写しの交付手数料 (法第 47 条第 5 項) 用紙 1 枚につき 520 円

8 開発行為又は建築等に関する証明書の交付手数料 (都市計画法施行規則第 60 条) 6,400 円

※手数料は上記申請の際に支払いいただきます。ご不明な点等は下記へお問い合わせください。

小川町 都市政策課 開発建築担当 ☎0493-72-1221 (代表)